

CMAC 会議（2013 年 10 月） 出席報告

公益社団法人日本証券アナリスト協会 参与・教育第二企画部長 かねこ せいいち
金子 誠一

10 月 17 日にロンドンで開催された国際会計基準審議会（IASB）の CMAC 会議*について概要を下記のとおり報告します。

* IASB と世界のアナリストとの会議。第 1 回会合は 2003 年秋。当協会は 2004 年 2 月の第 2 回会議から出席。会議は年 3 回、IFRS-AC 会議の前後にロンドンで 1 日かけて行われる。日米欧のアナリスト 10 名前後、IASB の理事 5 名前後、スタッフ数名出席。当初はトゥイーディー議長（当時）の私的アドバイザー会議の色彩が強かったが、IASB の会員向けニュースレター（Insight, July, 2005）で紹介され、2007 年 6 月の会議からは公開（傍聴可）となっており、公的な性格を強めている。設立以来、Analyst Representative Group（アナリスト代表者会議）と呼ばれて

いたが、2011 年 6 月の定款作成と同時に Capital Markets Advisory Committee（資本市場諮問委員会）と改称した。

1. 概 要

今回の会議の大半は IASB が討議資料を公表し、現在コメント募集中の概念フレームワークの検討に充てられた。概念フレームワーク・プロジェクトを進めることはサポートするものの内容については様々な意見があった。また、プロジェクトの進行が懸念されるリースについては、CMAC の 10 余年の歴史上初めて意見を書面で IASB 議長宛に提出することにした。

2. 議事一覧

番 号	日 時	議 事
(1)	17 日 9:00- 9:30	IASB の基準開発動向
(2)	同 9:30-10:45	概念フレームワーク（P&L と OCI）
(3)	同 11:00-11:45	ディスクロージャー（IAS 第 1 号改訂）
(4)	同 11:45-12:30	リース

(5)	同	13:15-14:30	IFRS 第3号 導入後レビュー
(6)	同	14:30-15:30	概念フレームワーク（慎重性・受託者責任・信頼性）
(7)	同	15:30-16:30	同上（負債と資本）
(8)	同	16:30-17:30	非公開打合せ（新メンバーの選任）

* 会議資料および録音は以下から入手できる。

<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/CMAC-Meeting-17-October-2013.aspx>

3. 議事概要

上記の議事番号（2）～（7）について、概要を報告する。

（2）概念フレームワーク（P&LとOCI）

かつてのCMACには、長期的には純利益の表示を廃止し、包括利益のみとするべきという委員もいたが、最近では純利益表示の開示継続はコンセンサスとなっている。OCIのリサイクリングも支持されたが、具体的にどこまでリサイクリングするかについては意見が分かれた。

（3）ディスクロージャー（IAS第1号改訂）

IASBはDisclosure Initiativeと称する開示改善策を検討中で、その一環としてIAS第1号（財務諸表の開示）の改善を検討中である。短期的対応策と位置づけられる今回の検討の中に、かねてから一部のユーザーが強く求めていたnet debt reconciliationを含めるべきかどうかについて議論した。Net debt reconciliationとは、企業の純債務の変動内容分析のことで、かねて英国で開示されていたため、欧州のアナリストを中心に復活を求める声強い。IASBはnet debtの定義が確立されていないことを理由に短期的な対応には消極的である。今回の会議でも、net debt開示の意義については合意したものの、統一的な定義をIASBに提示するにはいたらなかった。

（4）リース

公開草案のコメントを締め切ったリース基準については、一部に反発が強くIASBとFASB（米国財務会計基準審議会）は①適用を見送る、②相当期間（15年ほど）を習熟期間と捉え、新基準を適用した場合の数値を注記する、③修正を加えて強行する（例えば貸し手についてはビジネスモデルにより会計処理を選択できるようにする）、という選択を迫られているという説明があった。リース基準はFASBと共同開発されたが、FASBは②（注記で対応）に傾いているとされる。この背景の1つは、FASBのユーザー諮問機関（IAC）が、多様なリース取引を2モデルで描写するのは難しく、注記の改善で対応すべきと進言したことがある。

上記の報告を受けて、CMACとしては借り手が1年以上のリース全てをオンバランス化することについては全員が合意できることを確認した。さらに、IASBのユーザー諮問機関であるCMACとしても公式な意見表明をすべきではないかという議論になり、Hoogervorst IASB議長宛に書簡を出すことで合意した。前身のSAC時代を含め、CMACの10年余の歴史の中で、文書で意見表明したことはなかったが、事態が重要であること、プロジェクトの根幹部分の支持については全員が一致していることから、書簡提出に踏み切った。書簡は下記にて公開されている。

<http://www.ifrs.org/The-organisation/Advisory-bodies/CMAC/Documents/CMAC->

(5) IFRS 第3号 導入後レビュー

IASB が行おうとしている IFRS 第3号（企業結合）の導入後レビューについての意見交換。IFRS 第3号は2004年に発効、2008年に改定されているが、今回の導入後レビューは2004年発効分も対象とするので、のれんの非償却も含まれる。

委員のコンセンサスはのれんを非償却とし減損テストを行う現在の基準を支持するものであった。その中で、ディスクロジャリーの充実を求める意見、また、識別できる無形資産ののれんからの分離計上は、認識基準が曖昧なので不要という意見もあった。

筆者は、「日本では経営者は楽観的な見通しで買収を行うので、のれんは定期的に償却すべきという意見が強い」という紹介をしたが、①のれんの減損が遅れて市場が混乱することがあるが、定期償却はその解決策ではない、②定期償却すると（減損が出にくいので）投資の失敗が明らかにならない、というような意見が出て賛同は得られなかった。

日本では、のれんの非償却は US GAAP においてプーリング法の廃止にともなうバーター取引として作成者の意向によって行われたという見方が強いが、ユーザーの中にものれんを費用と認めず利益の戻入を行っていた人が多いことから、非償却を歓迎する向きもあると感じられた。

(6) 概念フレームワーク（慎重性・受託者責任・信頼性）

現在の概念フレームワークは以前のバージョンにあった慎重性（prudence）、受託者責任（stewardship）を削除し、信頼性（reliability）を忠実な表現（faithful representation）に置き換えた。欧州の一部にこうした概念の復活を求める声が強く、復活しなければ IASB に資金拠出すべきでないという極論まで出ているとされる。

CMAC の大勢意見は受託者責任の復活には異論が少なく、信頼性と忠実な表現は大差がないというものであったが、慎重性については意見が分かれた。経営者は楽観的な経理処理しがちなので、復活したほうが良いという意見と、慎重性が利益平準化の口実に用いられることを懸念する意見があった。

(7) 概念フレームワーク（負債と資本）

IASB は一部の資本性金融商品の価値変動を持分変動計算書で表示することを検討中であり、意見を求められた。

対象とする金融商品が特殊で討議資料に掲載される例も限られていて判断が難しいという意見が多かった。IASB は狭い持分アプローチと厳密な義務アプローチを案としてあげているが、この中では狭い持分アプローチを支持する意見のほうが多かった。

なお、筆者の CMAC 委員任期は今回の会議で満了となりました。長年にわたる当報告書のご愛読を感謝いたします。